

身体拘束等の適正化のための指針

訪問看護ステーションあゆーす

1. 身体拘束廃止に関する基本方針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（２）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

（３）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者

に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

① 設置及び目的

身体拘束委員会を設置し身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法などを検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組みなどを全職員へ指導する。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

② 委員会の構成委員

虐待防止委員会の構成委員に準ずる。

必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

③ 委員会の開催

委員会は、概ね年1回以上開催する。

緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、随時委員会を開催する。

④ 委員会の審議事項

1. 身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
2. 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続
3. 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
4. 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導
5. 身体拘束等廃止・適正化のための職員研修

3. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(1) 利用前・・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体束等適正化委員会にて協議を行う。

協議後、身体拘束等の内容、時間等について利用者及び家族に対し説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」(様式1)を以て同意を得る。

(2) 利用時・・利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正委員会において協議する。身体拘束等をやむを得ず実施している場合(解除も含む)については、検討し、議事録に残す。身体拘束開始時に「緊急やむを得ない身体拘束に関する検討記録」(様式2)に記載する。

(3) 緊急時・・緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を記録する。その後の事は身体拘束等適正委員会において協議する。家族への説明はできる限り早く行い、同意を得る。

（４）身体拘束等の継続と解除

- ①身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、看護記録に記載するとともに、身体拘束チェックリスト（様式３）を用いて、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。
- ②身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③身体拘束等解除の場合は、家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

４．身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

研修内容は、支援に関わる全ての職員に対して実施、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの施行を図る。

職員研修は原則年１回、及び職員採用時に実施する。

研修の実施内容については、研修資料を記録し、保存する。

５．当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者の家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表する。

本指針は、2024 年 4 月 1 日より施行。

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

訪問看護ステーションあゆーす
管理者 梶原大資

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

ご本人との続柄

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する検討記録（初回）（様式2）

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者			
記録者		次回検討予定	月 日頃

切迫性があるか		はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか			
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか			
他の方法で対処できるか		はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果			
一時的か		はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか			
医師の指示はあるか		はい	いいえ
家族への連絡をしたか		はい	いいえ
家族の同意		あり	なし
①連絡したもの ②連絡を受けた家族			
拘束等の種類 ４点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子＋テーブル その他（ ）※具体的に			
拘束等の時間帯 臥床時 ２４時間 経管注入時 車椅子座位時 その他（ ）※具体的に			

身体拘束中のチェックリスト（様式3）

____様

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
意識レベル						
せん妄						
認知症						
抑制種類						
抑制部位						
抑制部位の血行障害						
抑制部位の神経障害						
抑制部位の皮膚異常						
身体拘束による苦痛の増大						

その他特記事項